

本部町放課後児童クラブ指定管理業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、本部町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(以下、「条例」という。)、本部町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する規則 に定めるものの他、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2. 施設の管理・運営に関する基本的な考え方

施設を管理するにあたり、次に掲げ項目に沿って行うこと。

- (1)利用者(児童及びその保護者)との連絡を密にし、児童の安全確保を第一とすること。
- (2)公の施設であることを念頭におき、公平な運営を行うこと。また、小学校の敷地内である地の利を有効的に利用し、小学校と連携・協力し、児童に必要な環境整備・事業実施に努めること。
- (3)個人情報の保護を徹底し、有効な管理体制を確立すること。
- (4)利用者(児童及びその保護者)に対するアンケートや苦情や意見の受付窓口を活用し、サービス向上に努めること。
- (5)施設や備品の適切な維持管理及び経費の縮減が図られること。

3. 施設の概要

名称	所在地	構造	床面積
もとぶ放課後児童クラブ	本部町字東 602 番地 6	補強コンクリート ブロック造 平屋	125.50 m ²

○主な施設内容

- ・生活スペース室 ・ 事務室 ・ 台所 ・ 図書コーナー ・ トイレ(男女別、多目的)
- ・ 手洗い場 他

4. 開所時間等

(1)開所時間:

平日:放課後から午後6時 30 分まで

土曜日及び夏季、冬期学年末等における学校の休業日(その日が(2)の休所日に当たる日を除く。):午前7時 30 分から午後6時 30 分までとする。

(2)休所日:

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- ・慰霊の日

5. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

6. 定員

40名

7. 対象児童

対象児童：

放課後児童クラブに入所することができる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本部町内に住所を有している児童
- (2) 町立小学校に就学している児童
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

上記の規定にかかわらず、町立小学校に就学している児童であつて心身の障害、家庭の状況その他やむを得ない事情があると指定管理者が認める児童は、入所することができるものとする。

8. 業務内容

(1) 事業に関する業務

- ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- イ 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- ウ 児童の発達段階に応じた学びへの意欲及び態度の形成に関すること。
- エ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- オ 児童の遊びの活動状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- カ その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(2) 入所の承認に関する業務

- ア 放課後児童クラブの入所の承認及び不承認に関すること。

(3) 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 施設及び付帯設備の維持管理に関すること
- イ 施設及び付帯設備の小規模(1単位10万円以下)な修繕に関すること。
- ウ 防犯・防災対策に関すること。
- エ 整理整頓その他の児童健全育成事業に必要な軽微な環境整備に関すること。
- オ 日常的に必要な備品、消耗品の維持管理に関すること。
- カ その他施設の維持管理に関すること。

(4) その他町長が必要と認める業務

ア 放課後児童クラブの保育料に関すること。(徴収・返還等)

イ 運営に係る苦情申立窓口に関すること。

ウ 利用者アンケートを実施すること。

エ 町が行うモニタリングや立ち入り調査等に協力すること。

オ 事故について本部町に報告すること。

カ 利用者や職員に係る保険等に参加すること。

※施設の建物災害保険については、本部町で加入し、費用は指定管理者が負担する。

9. 職員の配置について

放課後健全育成事業の実施にあたっては、1支援毎の職員配置について本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条に基づき次のとおりとします。

- (1) 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員は、上記条例第 10 号第 3 項各号のいずれかに該当するもので都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- (3) 障がい児を受け入れる場合にあっては、障がいの内容などにより必要に応じた職員配置を行うこと。

10. 保育料等について

保育料等の金額:保育料は、入所児童1人につき原則 8,000 円を超えない範囲内と致します。また、夏休み等学校が休業日の加算や短期利用の利用等についての保育料については、参考と致しますので別途ご提案下さい。

11. 帳簿等の取扱について

- (1) 本業務で作成した帳簿等は、事業を実施した翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない
- (2) 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は条例第 14 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設の管理を行わなくなってから 20 日以内に、本業務で作成した帳簿等(電子的記録媒体で保管・管理しているものを含む)を、本部町に引き渡さなければならない。ただし、引継ぎや検査等で本部町が必要とした場合は、指定期間中でも引き渡さなければならない。
- (3) 個人情報が含まれる帳簿等(電子的記録媒体で保管・管理しているものを含む)は、鍵のかかる保管場所で管理し、取り扱いできるものを予め最小限に指定すること。

12. 備品の取り扱いについて

施設に付帯する備品は、原則無償貸与する。

本業務で新たに購入する備品については、指定管理者の負担とし、施設への工事を伴うものについては、本部町と事前協議すること。所有や管理について疑義が生じる場合は、本部町と指定管理者で協議し決定するものとする。

13. 施設の修繕に係る費用負担について

指定管理者は、管理を委託された施設について破損等があった場合、10 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の修繕及び、指定管理者の責めに帰すべき破損等については、そのすべてについて修繕費用を負担し、利用者が快適に施設を利用できるよう施設の維持・保全しなければならない。

14. 原状回復について

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は条例第 14 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

15. 法令等の遵守

施設の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。また、事業の実施にあたっては、労働基準法、道路交通法等関係法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 児童福祉法
- (3) 社会福祉法
- (4) 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

16. 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者の指定を受けた団体は、本部町と協議し、「協定」を締結する。

また、施設の利用にあたり本部小学校と協議し、「覚書」を締結すること。

(1) 協定の主な内容

- ア 管理物件に関する事項
- イ 指定期間に関する事項
- ウ 本業務の範囲
- エ 事業に係る保育料に関する事項
- オ 指定管理委託料に関する事項

- カ 損害賠償等に関する事項
- キ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- ク 備品の取り扱いに関する事項
- ケ 事業計画及び事業報告に関する事項
- コ 再委託の禁止に関する事項
- サ その他指定管理業務委託にあたり必要と認める事項

以上